

令和8年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート（令和7年度の振り返りと令和9年度の取組検討）

施策No	531						
施策名	都市機能を高める幹線道路の整備と計画的な地域づくりの推進			施策の目的	● 計画的に幹線道路の整備を進め、良好な道路網を形成することにより、車両等が円滑に移動できるようにします。 ● 地域の特色を活かした計画的なまちづくりを進めます。		
施策主管部長	都市建設部長	施策幹事課長	都市計画課長	関係課	政策調整課、交通政策課、都市整備課、道路河川課		

1. 進行管理

(1) 指標の実績・考察

① 中期基本計画の指標 目標年度(令和7年度)の目標値達成状況

	指標	単位	実績基準値	実績値					最終年度（R7）の 目標値達成状況	左欄の「目標値達成状況」の総括
			R2	R4	R5	R6	R7	R7		
a	幹線道路の整備率 （整備延長／整備予定延長）	%	15.0	21.9	27.3	28.0	28.0	45.0	③目標値を下回った	既成市街地内の拡幅路線が多いため、多数の関係者との調整に時間を要していることが原因と考えられる。
b	居住誘導区域※を含む地域の人口密度	人/k㎡	1,948	1,933	1,924	1,908	1,899	1,970	③目標値を下回った	区域内での高齢化が進んでいることによる自然減や、空き家等の増加並びにその利活用が進んでいないことが原因と考えられる。
c										
d										

② 後期基本計画 施策の対象・目的及び指標の設定 ※令和7年度版 総合計画の進行管理及び課題管理シート「3. 後期基本計画策定のための施策の必要事項管理シート」から転記

対象		対象指標			単位	R4	R5	R6	R7	R8(見込)	R9(見込)	R10(見込)	R11(見込)
①	幹線道路	幹線道路（事業中路線）			m					6,412	6,412	6,412	6,412
②	市内全域	市域面積			km	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04	356.04
③													
④													
目的		成果指標		単位	区分	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
①計画的に幹線道路の整備を進め、良好な道路網を形成することにより、車両等が円滑に移動できるようにする。 ②各地域の特色を十分活かしつつ、計画的な地域づくり（土地活用等）を進める。	①	後期基本計画期間中に完了予定の幹線道路の整備率（整備延長／整備予定延長）		%	目標値					15.0	48.0	77.0	100.0
					実績値								
	②	居住誘導区域の人口密度		人/ha	目標値					36.3	36.3	36.3	36.3
					実績値	36.3	36.2	36.0	35.7				
	③				目標値								
					実績値								
	④				目標値								
					実績値								

(2) 基本方針の取組状況

① 特に実績をあげている取組（計画初年度(令和4年度)以降の取組状況）

・県道整備について、県への要望活動や協議を継続して実施することにより、要望路線の新規事業化に至るなど、一定の効果を上げている。
・長期未整備の都市計画道路等について、佐野市都市計画道路見直し専門委員会を設置し、「都市計画道路見直しにおける基本方針」を策定し、個別路線の検証に取組んでいる。
・これまでの立地適正化計画の取組の評価及び検証を行い、計画の見直し案を策定した。

② 計画通り進捗していない取組 ※理由及び今後の対応も含めて記載

・居住誘導区域の人口密度が目標どおり推移していない。市全体の人口減少・少子高齢化に伴う自然減に加え、区域内における空き地・空き家の発生の進行、区域外への誘導施設の立地等が主な要因と考えられる。今後の人口減少を踏まえ、居住誘導区域の生活利便性の維持・集約といった地域特性に配慮した取組の検討に合わせて、主要交通結節点への接続向上に向けた検討も含め、引き続き立地適正化計画を推進する必要がある。
・都市計画区域外の一部について、都市計画区域への編入の検討が進んでいない。過去（平成30年）にとん挫した経緯があることから、周辺の開発状況や編入時期を見計らうとともに、地元や県の合意（形成）が必要であり、慎重に見極める必要がある。

(3) 令和7年度行政経営方針の取組状況

① 令和7年度行政経営方針

・市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）第3工区については、物件算定を実施し、用地買収及び物件補償を推進する。
・幹線市道の整備継続路線を計画的かつ着実に整備推進する。
・構想路線である南部幹線・西部幹線の県道としての位置づけ等、県道整備について引き続き県へ要望活動を行う。また、整備に必要な条件や課題、県・市の役割分担の整理を行う。
・長期未整備となっている都市計画道路等のあり方について検討を行う。
・立地適正化計画に基づく誘導施策等の更なる推進を図るとともに、これまでの成果や計画で設定した目標の達成状況等を検証し、必要な計画の見直しを行う。
・小さな拠点の形成に向け取り組む団体の支援を行うとともに、各地区の地域課題の解決に向けたワークショップを継続して開催し、方向性をまとめていく。
・地籍調査については、調査に必要な財源の確保に努め、佐野市地籍調査事業基本計画に基づき計画的に進める。
・都市計画区域外における開発行為の動向を注視するとともに、引き続き町会や地域住民の土地活用の意向確認等を行う。

② 令和7年度行政経営方針の取組状況

・市道1級1号線（都市計画道路3・4・201号高砂植下線）第3工区については、物件算定1棟および用地買収1件、物件補償2件を実施した。（うち、用地買収、物件補償についてはR8繰越）
・市道の新規路線の整備に向け、優先順位（素案）の作成を行った。
・構想路線である南部幹線・西部幹線が、足利佐野都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針へ位置づけられた。
・長期未整備の都市計画道路の見直しにおける基本方針を取りまとめ、基本方針に基づき都市計画道路整備検証委員会において個別路線の見直し作業に着手した。
・立地適正化計画の取組状況や誘導施策の進捗状況を関係課へヒアリングするとともに、これまでのまちづくりの変化や取組の成果・目標の達成状況を検証し、計画の改定作業を行った。
・小さな拠点の形成に向け、地域特性や地域の進捗状況に応じ、勉強会を開催したほか地域住民の意見を聴取した。常盤地区については、地域活性化事業補助金を交付し、常盤地区公民館の旧常盤中学校への移転に向けたサポートなどの活動支援を行い機運醸成を図った。飛駒地区において、大学との連携事業により地域活性化に係る活動を支援した。
・地籍調査事業基本計画では0.25km/年と定めているが、補助額の減額により0.11km/年の実施となった。
・都市計画区域外における開発行為の動向を注視しているが、地元町会等との接触までに至っていない。

(4) 環境変化や関係者の意見、要望等

・人口減少や少子高齢化が進むなか本市のまちづくり方針の変化を踏まえ、改めて都市計画道路が担うべき役割や必要性を確認し選択と集中による効率的・効果的な整備の必要性が高まっている。
・広域的な経済圏の形成や災害リスク分散等のため、幹線道路ネットワークの構築が求められている。
・福祉・医療・産業等の都市機能の立地及び居住を誘導し、公共交通ネットワークと連携した「コンパクト・プラス・ネットワーク」のまちづくりが求められている。
・立地適正化計画に基づく誘導区域内での誘導施策や防災・減災対策が求められている。
・社会情勢の変化に伴う物価上昇による人件費や建設資材の高騰が影響し、用地、補償や工事費に大きな負担が生じている。

2. 課題と次年度（令和9年度）の取組

(1) 課題

①市道1級1号線第3工区の計画的な事業の推進
②限られた財源における計画的な市道の整備
③幹線道路ネットワークの構築に向けた県道の整備
④長期未整備の都市計画道路等の必要性の検証
⑤コンパクトなまちづくりと災害リスクの低減に必要な取組の推進
⑥小さな拠点の形成に向けた地元の機運醸成
⑦計画的な地籍調査の実施
⑧都市計画区域外における無秩序な開発の抑制

(2) 課題に対する今年度(令和8年度)内の取組状況、予定

①市道1級1号線第3工区について、物件算定14棟及び用地買収、物件補償1件を実施する。
②幹線市道の整備について、都市計画道路の見直しを踏まえた新規路線の整備に向けた優先順位付けを行う。
③栃木県と道路網研究会を開催し、本市の骨格を形成する幹線道路ネットワークの整備に向けての必要性や課題を共有し、県・市における役割分担の整理等を行う。また、構想路線である南部幹線・西部幹線の事業化や中藤岡線の機能強化に向けて県に対して継続的な要望活動を行う。
④都市計画道路整備検証委員会において個別路線の見直し（素案）を作成する。住民説明会での意見を踏まえ見直し（案）を作成し、都市計画審議会に報告する。
⑤改定した立地適正化計画に基づき、誘導施策等の推進を図るため、関係課に対してヒアリング等を実施する。また、他市で実施している補助金制度等の取組を研究する。
⑥県の地域課題解決重点伴走支援事業の地方創生アドバイザー派遣事業を活用し、地域課題の整理や見える化、優先分野の抽出を行うとともに、小さな拠点づくりに向けた地域運営組織の創設や事業の立ち上げを支援する。
⑦地籍調査事業基本計画では0.25km/年と定めているが、補助額の減額により0.12km/年を実施する。
⑧都市計画区域外の町会や地域住民からヒアリングを行う。

(3) 次年度(令和9年度)の取組(案)

①市道1級1号線第3工区の計画的な整備を図るため、物件算定及び用地買収、物件補償に取り組む。
②車両等の円滑な移動を図るため、幹線市道の整備計画案の策定に取り組む。
③構想路線である南部幹線・西部幹線の県道としての位置づけ等、県道整備について引き続き県へ要望活動を行う。また、道路網研究会等を活用し整備に必要な条件や課題、県・市の役割分担の整理を行う。
④長期未整備の都市計画道路の変更を行うため、都市計画変更手続きに取り組むとともに、主要交通結節点へのアクセス性等の向上に向けて検討する。
⑤立地適正化計画に基づく都市機能と居住の誘導及び災害リスクの低減を図るため、新たな取組の導入を含め継続して誘導施策等の推進を図る。
⑥県の地域課題解決重点伴走支援事業の地方創生アドバイザー派遣事業を活用し、地域課題の整理や見える化、優先分野の抽出を行うとともに、小さな拠点づくりに向けた地域運営組織の創設や事業の立ち上げを支援する。
⑦佐野市地籍調査事業基本計画に基づき計画的に進めるとともに、認証遅延地区の解消を推進する。
⑧都市計画区域外の町会や地域住民からヒアリングを行い、今後の土地利用の方向性について検討する。